ニュースコンテナー

No. 517　　発行　2022年6月10日

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015　さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

ほう素等に係る暫定排水基準の改正省令の公布について

環境省は、2022 年 5 月 17 日「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」を公布しました。

今回の改正省令は、水質汚濁防止法におけるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が 2022 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものとなります。

その内容は、現在、暫定排水基準が設定されている 11 業種のうち 10 業種について、一部の基準値を強化しつつ、暫定排水基準の適用期間が延長となります。旅館業及び下水道業の 2 業種については当分の間、8 業種は 2025 年 6 月 30 日まで適用期間を延長し、酸化コバルト製造業は一般排水基準へ移行になるというものです。

併せて、2022 年 2 月 8 日から同年 3 月 9 日にかけて実施された上記基準の見直し案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果も公表されました。

当社では、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等を始め、多くの排水項目の分析について長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度お問い合わせ下さい。

資料　2022 年 5 月 17 日付　環境省報道発表資料

無機分析箇所　鶴谷佳代

令和 2 年度大気汚染防止法の施行状況について

環境省は、2020 年度における大気汚染防止法の施行状況について取りまとめました。

その中から、石綿（アスベスト）を含有する特定建築材料が使用されている建築物等の解体等に係る特定粉じん排出等作業の実施件数は 16,457 件でした。また、環境省が 2020 年度に実施した特定粉じん排出等作業場の行政指導は 4,679 件（特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係わる件数も含む）となっています。

なお、除去された特定建築材料の種類は、吹付け石綿（11,201 件）、石綿含有断熱材（1,398 件）、石綿含有保温材（3,357 件）及び石綿含有耐火被覆材（1,123 件）となっています※。

※：1 回の特定粉じん排出等作業で複数の建材を除去する場合があるため、建材ごとの実施件数の合計と特定粉じん排出等作業の実施件数は一致しない。

当社では建材中のアスベスト含有分析が行えます。ご依頼に際してご不明な点等ありましたら、お気軽にご相談下さい。

資料　2022 年 4 月 28 日付　環境省報道発表資料

環境リスク分析箇所　鈴木敏純

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 環境基準の水域類型の指定（底層溶存酸素量）に関する意見募集について
2. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について

耳より情報

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。
中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、
6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。
特定建築物における水質検査:https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf

お問い合わせはこちら

お問合せはこちら